

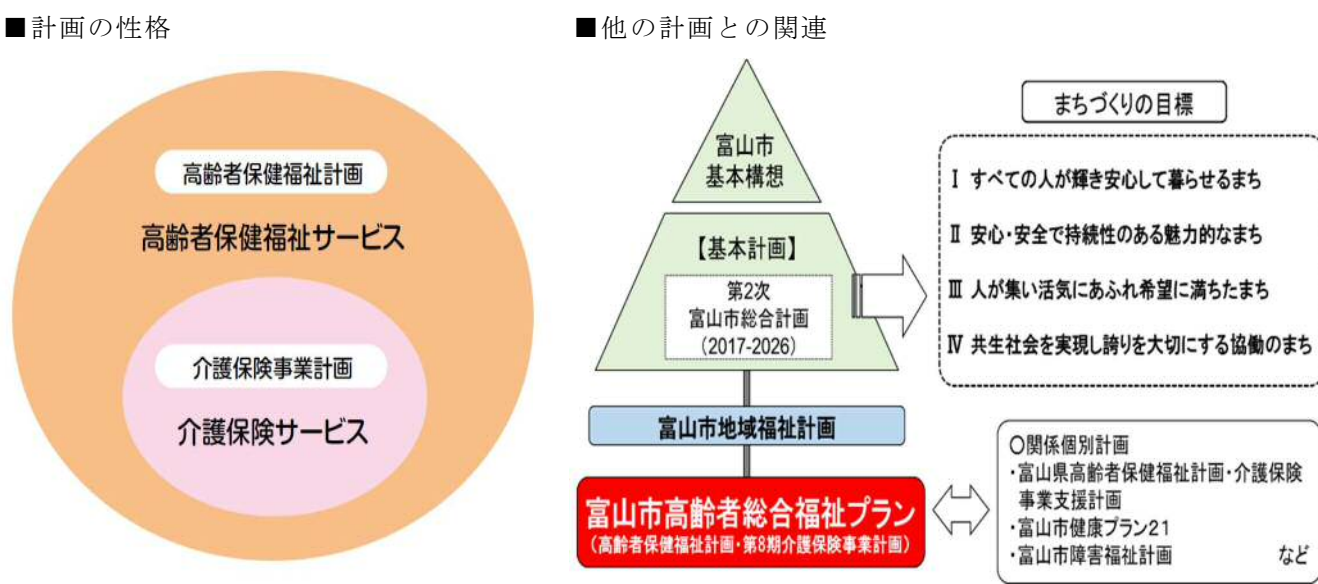
## 次期高齢者総合福祉プラン（素案）の概要

### 1 高齢者総合福祉プランについて

#### (1) 計画の位置付け

富山市高齢者総合福祉プラン（以下「本計画」という。）は、高齢者福祉全般に関する「高齢者保健福祉計画」と介護保険事業に関する「介護保険事業計画」を一体の計画として策定するものです。

第8期計画となる本計画においては、第7期計画の進捗状況を検証・分析した上で、令和7年（2025年）を目指した地域包括ケアシステムの推進、更にいわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上を迎え、現役世代が急減する令和22年（2040年）を見据え、作成することが求められています。



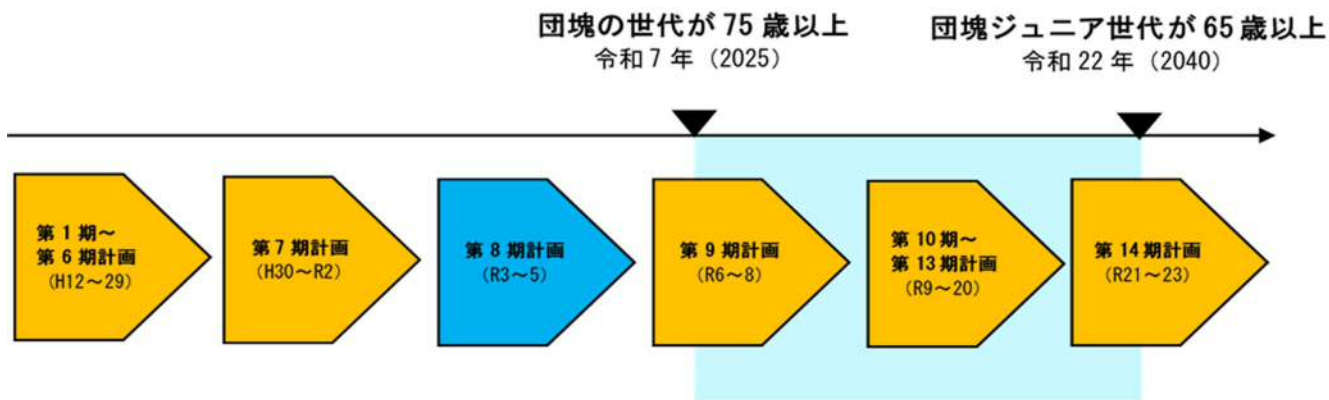
#### (2) 基本理念

「みんなでつくる、ぬくもりのある福祉のまち」

本格的な人口減少、少子・超高齢社会を迎え、ひとり暮らし高齢者や認知症高齢者等の増加、さらには地域のつながりの希薄化等の社会情勢の変化とあわせ、地域住民が抱える課題は複雑化しています。

このような中、市民相互の支えあいと市民・企業等・行政との協働により、高齢者が住み慣れた地域で、いつまでも健康で自分らしく、生きがいや安心感、幸福感を感じながら暮らしを営み、尊厳をもって人生の最期を迎えられる社会の構築を目指します。

### (3) 計画期間



※令和7年(2025)及び令和22年(2040)を見据えた計画策定が必要

### (4) 計画策定に向けた国の動向

令和2年6月に「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が公布され、社会福祉法等に基づく社会福祉基盤の整備及び介護保険制度の一体的な見直しが行われました。

また、国からは「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」が示されており、市町村は、この基本指針に即して介護保険事業計画を策定することとされています。

#### ●「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」のポイント

- ①複雑化・複合化した地域住民の支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援（社会福祉法、介護保険法）
- ②地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進（介護保険法、老人福祉法）
- ③医療・介護のデータ基盤の整備の推進（介護保険法等）
- ④介護人材確保及び業務効率化の取組の強化（介護保険法、老人福祉法等）

#### 《参考》「第8期介護保険事業計画の基本指針」のポイント

- ①2025・2040年を見据えたサービス基盤、人的基盤の整備
- ②地域共生社会の実現
- ③介護予防・健康づくり施策の充実・推進（地域支援事業等の効果的な実施）
- ④有料老人ホームとサービス付き高齢者住宅に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化
- ⑤認知症施策推進大綱等を踏まえた認知症施策の推進
- ⑥地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取組の強化
- ⑦災害や感染症対策に係る体制整備

## (5) 高齢者総合福祉プランの重点テーマ

第7期計画では、団塊の世代が75歳以上となる令和7年の地域包括ケアシステムの実現を目指し、各種施策に取り組んできました。

第8期計画では、第7期計画の重点テーマを深化させ、「『閉じこもり予防』を基本とした、『多様』で『適切』な『切れ目ない』介護予防施策の推進」、「認知症施策の推進」、「在宅医療・介護連携の推進」を重点的に取り組んでいきます。

### (1) 「閉じこもり予防」を基本とした、 「多様」で「適切」な「切れ目ない」介護予防施策の推進

《具体的なアプローチ》

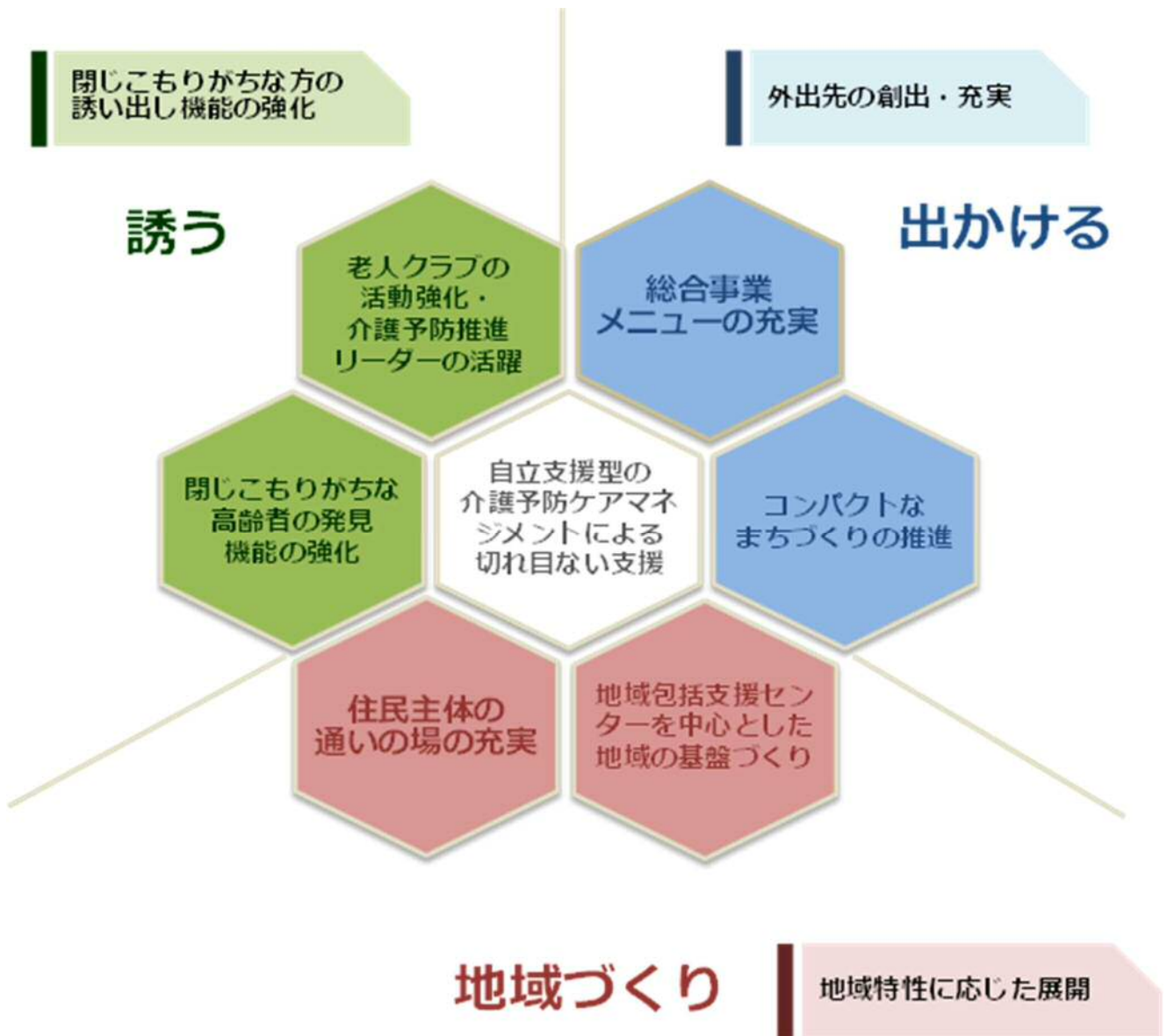
#### 閉じこもり予防に関する取り組み

- ア 「介護予防把握事業」における「事業対象候補者」への訪問を徹底するほか、「未返信者」への訪問による状況把握に努めます。
- イ 地域包括支援センターを中心に、地域資源の発掘・創出に取り組めます。
- ウ 住民にとって身近な存在である老人クラブの活動を支援します。
- エ 「介護予防推進リーダー」による活動を支援し、閉じこもりがちな高齢者の発見や誘い出しに取り組めます。
- オ 「介護予防ふれあいサークル」等の「住民主体の通いの場」の充実を図ります。

#### 「多様」で「適切」な「切れ目ない」介護予防施策の推進

- ア 「パワーリハビリテーション（事業所委託）」の実施個所数を増やします。
- イ 「楽楽いきいき運動」に取り組む老人クラブを増やします。
- ウ 「口腔ケアサービス」の協力歯科医院を増やします。
- エ 「栄養」に特化したプログラムの追加を検討します。
- オ 疾病予防と生活機能維持の両面から支援できるように保健事業と介護予防の一体的実施を推進します。
- カ 「従前相当サービス」から「多様なサービス」、「短期集中予防サービス」から「一般介護予防事業」への移行を意識した自立支援型の介護予防ケアマネジメントを実施します。
- キ 「おでかけ定期券事業」などにより高齢者の外出を支援するほか、「歩くライフスタイル」への転換を図り、コンパクトなまちづくりと一体となった介護予防施策を推進します。

【イメージ図】



## （２）認知症施策の推進

《具体的なアプローチ》

### 認知症に対する理解促進

ア 認知症に関する正しい知識と具体的な対応方法を市民に伝える「認知症キャラバン・メイト」の活動を推進し、認知症に関する正しい知識を有する「認知症サポーター」や「認知症サポーター養成講座」を受講した方のうち、地域で具体的な活動をしてもらう「認知症サポーター上級者」の養成を促進します。

### 認知症ケア体制の整備

ア 富山市医師会や地域包括支援センターと連携し、認知症が疑われる方やその家族に「認知症初期集中支援チーム」が認知症の初期支援を包括的かつ集中的に行うことで、早期診断・早期対応に向けた支援体制を整えます。

イ 認知症の人が希望や必要としていること等を語り合う、「本人ミーティング」を行うとともに、家族支援として、「認知症家族介護教室」の開催や「認知症カフェ」等の活動を推進し、家族が孤立しないためのサポート体制の充実を図ります。

ウ 認知症高齢者の徘徊による事故等を未然に防ぐため、ICT の活用を推進するとともに、「認知症高齢者等おでかけあんしん損害保険事業」を実施し、「認知症高齢者徘徊SOS緊急ダイヤル」や「認知症高齢者徘徊SOS緊急ダイヤル協力団体」の登録を推進します。

#### 認知症予防対策の推進

ア フレイル予防・介護予防の取組を進めるとともに、認知症に関する講演会や地域における教室・説明会、通いの場等を通じて、認知症予防の観点から活動を推進します。

### (3) 在宅医療・介護連携の推進

#### 《具体的なアプローチ》

#### 在宅医療と介護連携の意義や必要性の理解

ア シンポジウムの開催や、パンフレット、ホームページ等を活用し、在宅医療・介護サービスの情報発信や在宅での看取りに関する理解の増進に努めます。

イ 「在宅医療体験実習」や「医療介護連携推進会議」等の実施を通して、医療・介護関係者に連携の必要性について理解を促します。

#### 在宅医療と介護サービスの提供体制の構築

ア 「富山市在宅医療・介護連携推進協議会」を中心に、在宅医療・介護連携の現状分析と課題の抽出、解決策の検討、評価の実施を行います。

イ 「まちなか総合ケアセンター」に、訪問診療を中心とした在宅療養支援診療所である「まちなか診療所」や在宅医療・介護の連携等に関する相談窓口を設けることで、切れ目ない在宅医療・介護サービスの提供体制を構築します。

#### 在宅医療と介護の連携強化

ア 患者・利用者の在宅療養生活を支えるために、支援が途切れない仕組みとしての情報共有方法やツールを検討し、在宅医療・介護関係者の情報共有を支援します。

イ 地域の医療・介護関係者の連携を促進する多職種での研修や知識・技術を習得するための研修を開催します。

## (6) 各基本方針における施策の推進

本計画の基本理念である「みんなでつくる、ぬくもりのある福祉のまち」の実現に向け、次の基本方針に基づく高齢者福祉施策を推進します。

### 【基本方針1】健康づくりと介護予防の推進

#### 基本施策1：生涯を通じた健康づくり

- 健康意識の啓発や生活習慣の改善、生涯スポーツの推進など「一次予防」に重点を置いた対策に取り組むとともに、疾病を早期に発見し、早期に治療する「二次予防」を推進します。
- 健康づくりを効果的に推進するため、個人を対象とした働きかけだけでなく、社会環境の改善にも取り組みます。

施策	主な取組
健康意識の啓発	<p><b>感染症予防対策の充実</b> <span style="float: right;">継続</span></p> <p>日頃から高齢者福祉施設等の職員を対象にした施設内感染を予防する体制の整備や予防対策を実施するよう指導に努めます。</p> <p>さらに、高齢者からの感染症に対する相談体制の充実、感染症法に基づく結核定期健康診断の推進、予防接種法に基づく高齢者へのインフルエンザ、肺炎球菌感染症予防接種の推進を図ります。</p> <p><b>プラス1,000歩富山市民運動の推進</b> <span style="float: right;">継続</span></p> <p>「公共交通を軸とした拠点集中型のコンパクトなまちづくり」を推進する他の施策と連携し、歩くことの習慣化を目指す「プラス1,000歩富山市民運動」を推進します。</p>
疾病の予防及び早期発見・早期治療	
生活習慣改善の推進	
生涯スポーツの推進	

#### 基本施策2：疾病の重症化予防、二次障害・障害の重度化予防

- 障害や疾病等を抱えながらも日常生活が送れるよう「重症化予防」に取り組めます。
- 保健事業と介護予防の一体的な実施を推進し、高齢者の介護予防・重度化防止や疾病予防・重症化予防に努めます。

施策	主な取組
疾病の重症化予防への早期対応	<p><b>保健事業と介護予防の一体的実施</b> <span style="float: right;">新規</span></p> <p>健診結果や医療費データ、要介護認定データをもとに高齢者一人ひとりの健康状態や地域課題を抽出し、疾病予防と生活機能維持の両面から支援できるよう、保健事業と介護予防の一体的な実施を推進します。</p>
二次障害、障害の重度化予防	



### 基本施策3：高齢者及び家族介護者の心の健康づくりの推進

- 社会生活環境の変化や身体機能の低下による不安やストレス、介護疲れなど、高齢期に抱える多くの問題に寄り添い、高齢者の心身のストレスやうつ病等の心の変調に適切に対応します。
- 悩んでいる人を早期に発見し、相談に応じることで、うつ病対策や自殺予防対策に努めます。

施策	主な取組
心の健康づくりの推進	<b>高齢者・介護者の心のゲートキーパーの養成</b> <span style="float: right;">継続</span> 高齢者の心の健康づくりを推進するため、保健・医療・福祉等の関係機関と連携し、地域等における高齢者の心の健康づくりに取り組むとともに、身近にいる人の心の変化に気づき、相談につなげる人材（ゲートキーパー）を養成し、悩んでいる人を早期発見、早期対応することにより、自殺予防対策に努めます。
自殺対策の推進	

### 基本施策4：フレイル予防・介護予防の推進

- 早期かつ適切な介護予防事業の介入により「フレイル予防」に取り組みます。そのために、「閉じこもり予防」を基本とした「多様」で「適切」な「切れ目ない」介護予防施策を推進します。
- 適切な介護予防ケアマネジメントに基づく介護予防サービスを提供することにより、機能の維持・向上を目指します。
- 高齢者が可能な限り地域において自立した日常生活を営むことができるよう、地域包括支援センター等の関係機関と連携を図りながら、介護予防運動の推進や介護予防ふれあいサークルの育成支援など、地域ぐるみの介護予防を推進します。
- 介護予防の拠点施設である「角川介護予防センター」を中心に介護予防推進体制の強化を図ります。

施策	主な取組
介護予防推進体制の強化	<b>介護予防推進体制の強化</b> <span style="float: right;">拡充</span> 「閉じこもり予防」を基本とした介護予防施策の充実を図るとともに、有識者会議等の意見を反映させながら、介護予防推進体制を強化します。 また、新型コロナウイルスを想定した「新しい生活様式」の実践など、様々な感染症に対する予防対策を行いながら、介護予防活動を実践できる環境づくりに努めます。
	<b>「閉じこもり予防」の実施</b> <span style="float: right;">継続</span> 「介護予防」の基本となる「閉じこもり予防」に重点を置き、①対象者の発見、②対象者の誘い出し、③外出目的となる活動とその「場」づくりを、住民にとって身近な存在である老人クラブ等や地域包括支援センターを中心に取組みます。
	<b>介護予防施策の充実</b> <span style="float: right;">拡充</span> 要支援及び要介護状態となるおそれのある高齢者の早期発見に努めるとともに、地域包括支援センターが中心となり、高齢者が閉じこもらず、自主的に地域で活動を継続できるように、介護予防ケアマネジメントを実施し、一人ひとりに合ったケアプランに基づき、「適切」な介護予防に関

<p>地域ぐるみの介護予防の推進</p>	<p>する事業につなぐことにより、機能の維持・向上を目指します。</p> <p>また、介護予防教室、パワーリハビリテーションに加え、「口腔ケアサービス」や地域の多様な主体によるサービスを提供し、高齢者にとって、より効果的な事業の実施に努めます。</p> <p><b>住民主体の通いの場の充実</b> <span style="float: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">拡充</span></p> <p>住民等が主体となって運営する通いの場づくりの機運を醸成するとともに、要支援者等を対象とした住民主体型通所サービスの運営を支援します。</p>
----------------------	--

### 基本施策5：地域を支える多様な担い手への支援

- 健康づくりに関わるボランティアを育成し、その活動を支援します。
- 地域の関係団体と協働して健康づくりを推進し、地域を支える多様な担い手を育成し、市民の健康を守る環境づくりに取り組みます。
- 高齢者自身が地域づくりの担い手として活躍し、住民同士の交流を通じ、生きがいを持って元気に生活できるよう、多様な生活支援・介護予防サービスの提供について検討します。

施 策	主な取組
健康づくり機能の強化	<p><b>健康まちづくりマイスターの育成・支援</b> <span style="float: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">継続</span></p> <p>健康まちづくりを推進するための人材として養成した地域住民や保健・医療・介護・福祉などの専門職、民間企業、行政職員等による「健康まちづくりマイスター」が、「健康まちづくりマイスター連絡会」を発足し、定期的に情報交換会を開催し、健康まちづくりマイスター同士がつながり、お互いの活動や情報などを共有しながら、それぞれの地区で健康まちづくり活動を推進します。</p>
健康まちづくりの推進	<p>健康まちづくりを推進するための人材として養成した地域住民や保健・医療・介護・福祉などの専門職、民間企業、行政職員等による「健康まちづくりマイスター」が、「健康まちづくりマイスター連絡会」を発足し、定期的に情報交換会を開催し、健康まちづくりマイスター同士がつながり、お互いの活動や情報などを共有しながら、それぞれの地区で健康まちづくり活動を推進します。</p>



## 【基本方針2】生きがいづくりと社会参加の推進

### 基本施策1：元気な高齢者と地域づくりの推進

- 高齢者が積極的に社会参加し、生きがいをもって住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう、趣味やスポーツ・文化活動及び生涯学習に対する支援を行います。
- 老人クラブ及び町内会活動等の発表の場・交流機会の充実、高齢者雇用の推進や外出機会の創出など、多様な施策の推進に努めます。

施策	主な取組
多様な学び・生きがいづくりの場の提供	<b>老人クラブ活動の活性化・充実</b> <span style="float: right;">継続</span> 老人クラブは、地域における社会奉仕活動、教養活動、健康増進活動などを通して、高齢者の生きがいと健康づくりに果たす役割が大きく、ゆとりある地域社会づくりに大いに貢献されていることから、今後とも、広報啓発活動などを通じてイメージアップや会員募集に努めるほか、老人クラブの活性化を支援し、活動内容の充実を図ります。
地域での社会活動の推進	
ボランティア活動の推進	
就業機会の充実・就労活動の推進	
発表の場・交流機会の充実	
高齢者のふれあいの場の確保	<b>賑わいのあるまちづくり</b> <span style="float: right;">継続</span> 中心市街地への公共交通の割引制度を実施するなど、公共交通のサービスの向上に取り組むとともに、中心市街地において賑わい施設の運営や生活利便施設の充実を図り、高齢者をはじめ、居住者、来街者にとって利便性の高い、賑わいあるまちづくりに努めます。
高齢者の外出機会の創出	
高齢者福祉の情報提供の推進	

### 基本施策2：市民意識の啓発

- 市民一人ひとりが人としての尊厳を持ち、地域と共に支え合い、助け合うまちづくりを目指して、福祉意識の醸成や福祉教育等を推進します。
- 高齢者が尊厳を持って自立した生活を送ることができるよう、福祉施策を通じた敬老意識を高める取組みを推進します。

施策	主な取組
福祉教育の推進	<b>福祉教育の推進</b> <span style="float: right;">継続</span> 家庭、地域の人々が連帯・協力していくことが重要であることから、地元の高齢者とのふれあいを深める「世代間交流事業」を幼児期から実施します。
敬老意識の啓発	

### 基本施策3：世代間交流の推進

- 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくため、世代間の交流事業を推進し、世代や地域を越えて活発に交流し合える地域づくりに努めます。

施策	主な取組
世代間ふれあい活動の推進	<b>孫とおでかけ支援事業</b> <span style="float: right;">継続</span> 祖父母と孫（曾孫）と一緒に市の施設に来館されると、入園料・入館料が無料になる事業を実施し、高齢者の外出機会を促進するとともに、世代間交流を通じて家族の絆を深めるよう努めます。

## 【基本方針3】 地域における自立した日常生活を支援する体制の整備

### 基本施策1：地域包括ケアシステムの深化・推進

- 医療、介護、介護予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の確立に向けた取組みを一層推進します。
- 地域の課題を分析し、地域における様々な資源の活用を促すことで、自助、互助、共助、公助の観点から、互いに連携し、支え合う仕組みの維持・充実を図ります。

施策	主な取組
地域ケア推進体制の整備	<p><b>地域ケア会議の推進</b> <span style="float: right;">継続</span></p> <p>高齢になっても住み慣れた地域で尊厳のある、その人らしい生活が継続できるよう、地域の特性に応じた地域包括ケアシステムの実現に向け、地域包括支援センターが中心となって「地域ケア会議」を開催します。</p>
地域ふれあい・助け合い・支えあいの推進	<p><b>まちなか総合ケアセンターにおける地域包括ケア体制の推進</b> <span style="float: right;">継続</span></p> <p>在宅で受けられる医療や生活に必要な支援、子育て世代や障害者等に対する行政サービスを一元的・包括的に提供する多世代・多機能型の地域包括ケア拠点施設として、地域住民が安心して健康に生活できる健康まちづくりを推進します。</p> <p><b>地域共生社会の推進</b> <span style="float: right;">新規</span></p> <p>育児・介護・障害・貧困や、それらが複合化・複雑化した課題を包括的に受け止め、総合的な相談支援体制づくりを図るための包括的な支援体制の構築や、住民が身近な地域で地域課題を把握して、解決を試みる体制づくりを図るための地域力を強化するための取組を進め、地域共生社会の推進を図ります。</p>

### 基本施策2：日常生活支援サービスの推進

- ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯等が在宅で生活する上で必要なサービスを提供し、住み慣れた地域で在宅生活が継続できるよう支援します。
- 介護予防・日常生活支援総合事業について、サービスの充実を検討するとともに、より効果的な事業となるよう現行の取組みを見直していきます。

施策	主な取組
在宅福祉サービスの推進	<p><b>質の高いサービスの効果的な提供の促進</b> <span style="float: right;">継続</span></p> <p>総合事業の取組を推進するとともに、地域の課題や資源を踏まえて事業を評価し、新たなサービスの検討も含め、総合的に高齢者を支援する体制の構築を目指します。</p>
外出支援サービスの推進	

### 基本施策3：地域医療及び在宅医療・介護連携の推進

- 医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、24時間体制の在宅ケアなど、高齢者に対する医療サービスを充実します。
- 在宅医療と介護サービスを一体的に提供するため、在宅医療・介護連携に関する協議や研修等を通じて、職種間の相互理解と情報共有について支援します。

施策	主な取組
地域医療体制の整備	<b>在宅医療・介護連携の推進</b> <span style="float: right;">継続</span> 高齢者が必要な医療・介護を受けて、住み慣れた地域でいつまでも自分らしい生活を続けることができるよう、在宅医療と介護サービスを一体的に提供するために、医療機関と介護事業所等の関係者との協働・連携を推進します。
在宅医療・介護連携の推進	

### 基本施策4：認知症高齢者施策の推進

- 認知症になっても安心して生活できるよう、認知症の人や家族の視点を重視しながら、「共生」と「予防」を車の両輪として認知症施策を推進します。
- 認知症サポーター養成講座を開催するなど、認知症の正しい知識の普及啓発に努めます。
- 地域包括支援センターに配置された認知症コーディネーターと医療・介護等の支援機関をつなぐ認知症地域支援推進員が連携を図り、認知症にやさしい地域の実現を目指します。
- 認知症高齢者の早期発見・早期対応のため、「認知症初期集中支援チーム」の設置など、医療機関と連携しながら身近な地域での支援体制の強化を図ります。

施策	主な取組
認知症の知識の普及・啓発	<b>本人・介護者への支援</b> <span style="float: right;">拡充</span> 本人への支援として、認知症の人が希望や必要としていること等を語り合う、「本人ミーティング」を行います。こうした場等を通じて、認知症の人本人の意見を踏まえ、認知症の人本人の視点を認知症施策の企画・立案や評価に反映します。 介護者への支援としては、地域包括支援センターの相談窓口の充実や認知症家族介護教室の開催、認知症カフェの設置、さらに、「認知症サポーター上級者」の養成を進めます。
認知症ケア体制の整備	
認知症予防対策の推進	<b>認知症徘徊SOSネットワークの推進</b> <span style="float: right;">拡充</span> 認知症高齢者の徘徊による事故等の未然防止を目的とする「認知症高齢者徘徊SOS緊急ダイヤル」への登録や、徘徊発生時に可能な範囲で検索に協力していただく「認知症高齢者徘徊SOS緊急ダイヤル協力団体」の登録を推進します。 また、地域住民との協働による徘徊発生時の連絡体制の整備や徘徊模擬訓練等の実施、ICTの活用推進、さらに、「認知症高齢者等おでかけあんしん損害保険事業」の実施などにより、「認知症高齢者徘徊SOS緊急ダイヤル」の登録者数を増やすことで、徘徊する高齢者を早期に発見できる体制を強化します。

## 基本施策5：高齢者等の権利擁護の推進

- 認知症高齢者や知的障害又は精神障害のある方のうち、判断能力が不十分な方を対象として行う、福祉サービスの利用に向けた支援や市民後見人の育成を含めた成年後見制度の利用を促進します。
- 地域包括支援センターや関係機関・団体と連携しながら、高齢者虐待、権利擁護及び消費生活等に関する相談・支援を行うなど、高齢者の権利と財産を守るための施策を推進します。

施策	主な取組
成年後見・権利擁護の推進	<p><b>市民後見推進事業の充実</b> <span style="float: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">継続</span></p> <p>弁護士や司法書士、社会福祉士などの専門職後見人だけでなく、法律や福祉の知識を備えた市民後見人の養成を行います。</p>
高齢者虐待防止の推進	<p>また、それに合わせて市民後見人の活動をサポートする体制づくりにも取り組みます。そして将来的な後見人の担い手不足を解消し、地域に密着した支援体制の構築に努めます。</p>

## 【基本方針4】コンパクトで潤いと安らぎのある魅力的なまちづくり

### 基本施策1：コンパクトなまちづくりと賑わいと交流の都市空間の整備

- 必ずしも自動車に頼らなくても、徒歩や自転車、公共交通を利用することで、買い物や医療・介護サービス等が享受できる、すべての人にやさしいコンパクトなまちづくりの推進に努めます。
- 住み慣れた地域で自立した生活を送れるよう、生活支援型施設の整備など、地域に必要な都市機能の集約化を進めます。
- 公共交通等のネットワークを一層強化することで、良好な住環境の整備に努めます。

施策	主な取組
「お団子と串」の都市構造の構築	<b>おでかけ定期券事業</b> <span style="float: right;">継続</span> 市内在住の65歳以上の高齢者を対象として、市内各地から中心市街地へおでかけする際に、路線バス、電車、路面電車が100円で利用できる「おでかけ定期券」を発行することにより、公共交通のサービス向上に取り組み、高齢者の外出を促進します。
中心市街地の活性化	
公共交通機関の利便性向上	<b>歩きたくなるまちづくりの推進</b> <span style="float: right;">新規</span> ベンチ等の設置や歩くライフスタイルの普及啓発等を通して、健康づくりとまちづくりが融合した歩きたくなるまちづくりの実現、さらには将来市民が健康で幸福に暮らす活力ある都市の創造を目指します。
歩きたくなるまちづくりの推進	

### 基本施策2：バリアフリーの推進と潤いのある生活空間の整備

- あらゆる人々が安心して暮らせるよう、住宅改修への支援や、市営住宅や歩道などの公共施設等のバリアフリー化の推進などに努めます。
- ゆとりとやすらぎをもって暮らすことができるよう、快適な歩行者空間の整備、緑化の推進や公園の整備、高齢者のふれあいの場の確保など、潤いのある生活空間の整備に努めます。

施策	主な取組
バリアフリーのまちづくりの推進	<b>緑化の推進</b> <span style="float: right;">継続</span> 身近な環境の中に、人の心をなごませる花と緑を増やすため、市民・事業者・行政が一体となった持続性のある取組を進めます。 また、市民自らが緑豊かなまちづくりを考え、実行する市民主体の緑化活動を推進するとともに、リーダーとなる人材の育成や、花のあるまちづくり推進を支援します。
安心して通行できる快適な歩行空間の確保	
緑化の推進と公園の整備	



### 基本施策3：安心できる住まいの確保

- 安心して暮らし続けることができる生活環境を確保するため、地域の実情に合った高齢者の住まいの在り方について、福祉施策と住宅施策の双方の観点から検討していきます。

施策	主な取組
多様な住まいへの支援	<b>多様な住まいへの支援</b> <span style="float: right;">継続</span> 軽費老人ホームや有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅等に対し、適切な指導・支援を行い、質の確保に努めるとともに、需要に合わせた供給促進を図ります。
住宅改造資金支援体制の充実	<b>高齢者向け賃貸住宅の供給促進</b> <span style="float: right;">継続</span> 高齢者が安心して暮らすことができる居住環境を整備するため、歩いて暮らせる利便性の高い地域で民間事業者が建設する高齢者向けの優良な賃貸住宅に対し、地域優良賃貸住宅供給促進制度による支援を行い、福祉サービスと連携した賃貸住宅の供給を促進します。
生活支援型施設の整備	

### 基本施策4：総合的な安全対策の強化

- 地域コミュニティ機能の低下が懸念される中、高齢者が安心して安全に暮らせるまちづくりを進めるため、交通安全や雪対策、防災・防犯・消費生活対策など、地域住民との協働のもと総合的な安全対策の推進に努めます。

施策	主な取組
交通安全対策の推進	<b>避難行動要支援者支援の推進</b> <span style="float: right;">継続</span> 避難行動要支援者が地域の中で支援を受けることができる環境を平素から整備し、いざ災害が発生すれば地域の支援者などから、災害時の情報提供や避難の手助けを受けて、安全に避難する仕組みづくりを推進します。
地域の連携で支える雪対策等の推進	
災害対策の推進	<b>自主防災組織の育成等</b> <span style="float: right;">継続</span> 地域を主体とした活動を推進するため、一人ひとりが災害に対する備えや災害時の初期対応を迅速に進めることのできる地域ぐるみの防災対策を確立することが重要です。
防犯・消費生活対策の推進	このため、防災意識の向上を図るとともに、お互い顔の見える防災組織（自主防災組織）の結成を促し、その育成に努めます。

## 【基本方針5】 介護保険事業における保険者機能の強化

### 基本施策1：安心の介護を提供するために

#### (2) 人材の確保及び資質の向上

##### ②福祉・介護人材の育成

次期高齢者総合福祉プラン（素案）	修正根拠（抜粋）
<p>【文言追加】</p> <p>今後も介護ニーズの増大が見込まれる一方、介護職を目指す学生の減少や離職者の増加など、福祉・介護人材の確保や定着が喫緊の課題となっており、求職者と求人のマッチングや、職場環境の改善及び人材の処遇改善など事業者支援に努めるほか、<u>若年層・子育てを終えた層などの各層や他業種からの新規参入の促進、潜在的人材の復職・再就職支援など、多角的な支援に取り組めます。また、引き続き、国、県、市及び関係機関が連携し、限られた人材を確保する方策を検討します。</u></p>	<p>＜国の動向への対応＞</p> <p>「第8期介護保険事業計画の基本方針（案）」の記載内容との整合</p> <p>●市町村は保険者として地域に取組を進める立場から、介護人材確保にあたって、処遇改善や、若年層、中高年齢層、子育てを終えた層や、他業種からの新規参入の促進、離職した介護福祉士等の届出制度も活用した潜在的有資格者等の復職・再就職支援、外国人介護人材の受入れ環境の整備、都道府県福祉人材センター等の活用等による多様な人材の参入促進、離職防止・定着促進のための働きやすい環境の整備、介護の仕事の魅力向上、キャリアパスや専門性の確立による資質の向上、介護現場における業務仕分けやロボット・ICTの活用、元気高齢者の参入による業務改善（介護助手の取組）、複数法人による協同組合の推進等による生産性の向上や介護現場の革新等に一体的に取り組むことが重要である。</p> <p>●市町村においても、必要となる介護人材の確保に向け、国や都道府県と連携することが重要である。</p>

##### ③介護現場の業務効率化の推進【新規】

次期高齢者総合福祉プラン（素案）	修正根拠（抜粋）
<p>【取組の追加】</p>	<p>＜国の動向への対応＞</p>

介護現場における介護ロボットやICTの活用、元気高齢者等の参入による業務改善など、介護現場革新の取組みを支援することで、介護職場の環境改善を支援するとともに、サービス利用者への必要なサービスの提供と質を確保いたします。また、文書負担軽減に向けて、国、県及び関係団体などと連携し、各種申請様式等の見直しを図ることで、介護現場の業務効率化の推進を図ります。

「第8期介護保険事業計画の基本方針（案）」の記載内容との整合

●職場の良好な人間関係作りや結婚や出産、子育てを続けながら働ける環境整備を図ることが重要である。介護現場における、業務仕分けや介護ロボットやICTの活用、元気高齢者を含めた介護人材の確保・定着、介護という仕事の魅力発信等の介護現場革新の取組について、地域の実情に応じてきめ細かく対応していく体制整備を図った上で、都道府県と市町村とが連携をしながら関係者の協働の下進めるとともに、介護現場革新の取組の周知広報等を進め、介護職場のイメージを刷新していくことが重要である。

(3) 事業者への指導・支援

**⑥災害・感染症対策に係る体制整備【新規】**

次期高齢者総合福祉プラン（素案）	修正根拠（抜粋）
<p>【取組の追加】</p> <p><u>介護事業所等と連携して防災や感染症対策についての周知啓発や、研修会を実施するとともに、関係部局と連携して、介護事業所等における災害や感染症の発生時に必要となる衛生資材や物資についての備蓄・調達を進めます。また、県、市及び関係団体が連携して災害・感染症発生時の支援・応援体制を整備します。</u></p>	<p>&lt;国の動向への対応&gt;</p> <p>「第8期介護保険事業計画の基本方針（案）」の記載内容との整合</p> <p>近年の災害の発生状況や、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、都道府県及び市町村においては、次の取組を行うことが重要である。</p> <p>1 介護事業所等と連携し防災や感染症対策についての周知啓発、研修、訓練を実施すること</p> <p>2 関係部局と連携して、介護事業所等における感染症の発生時に必要な物資についての備蓄・調達・輸送体制をあらかじめ整備すること</p>

	3 都道府県、市町村、関係団体が連携した感染症発生時の支援・応援体制を構築すること
--	---

(4) 介護者への支援

②リハビリテーションサービス提供体制の整備【新規】

次期高齢者総合福祉プラン（素案）	修正根拠（抜粋）
<p>【取組の追加】</p> <p><u>住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らし続けるためには、リハビリテーションによって、単なる心身機能等向上のための機能回復訓練のみではなく、潜在する能力を最大限に発揮させ、日常生活の活動能力を高めて家庭や社会への参加を可能にすることが重要です。そこで、心身機能や生活機能の向上といった高齢者個人への働きかけはもとより、地域や家庭における社会参加の実現等も含め、生活の質の向上を目指すためのリハビリテーションサービスを計画的に提供できる体制の整備を進めます。</u></p>	<p>&lt;国の動向への対応&gt;</p> <p>「第8期介護保険事業計画の基本方針（案）」の記載内容との整合</p> <p>リハビリテーションによって、単なる心身機能等向上のための機能回復訓練のみではなく、潜在する能力を最大限に発揮させ、日常生活の活動能力を高めて家庭や社会への参加を可能にし、自立を促すことが重要である。このため、心身機能や生活機能の向上といった高齢者個人への働きかけはもとより、地域や家庭における社会参加の実現等も含め、生活の質の向上を目指すため、リハビリテーションサービスを計画的に提供できる体制を構築することが重要である。</p>

基本施策2：介護サービスの基盤整備

次期高齢者総合福祉プラン（素案）	修正根拠（抜粋）
<p>【文言追加】</p> <p>介護が必要な高齢者が住み慣れた自宅や地域で暮らし続けられるよう、地域包括ケアシステムの一翼を担う地域密着型サービスを中心に介護サービスの基盤整備を推進します。整備にあたっては、<u>いわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上を迎え、現役世代が急減する令和22年度（2040）を見据え、</u>日常生活圏域の特性を踏まえつつ、地域バランスを考慮し、特に医療依存度の</p>	<p>&lt;国の動向への対応&gt;</p> <p>「第8期介護保険事業計画の基本方針（案）」の記載内容との整合</p> <p>●2040年を見据え介護サービス基盤を計画的に整備することとし、第7期の達成状況の検証を踏まえたうえで、第8期の位置付け及び第8期期間中に目指すべき姿を具体的に明らかにしながら目標を設定し取組を進めることが重要である。</p>

<p>高い中重度者や今後増加が予想される認知症高齢者に対応可能な介護サービスを中心に計画的に進めます。</p> <p><u>また、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅が適正な介護ニーズの受け皿としての役割を果たせるよう、設置状況や利用状況等を勘案して介護サービスの整備を進めます。</u></p>	<p>●有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅が増加し、多様な介護ニーズの受け皿となっている状況を踏まえ、将来に必要な介護サービス基盤の整備量の見込みを適切に定めるため、都道府県と連携してこれらの設置状況等必要な情報を積極的に把握することが重要である。</p>
--	---

(2) 基盤整備の目標値（第8期（令和3～5年度））の設定

次期高齢者総合福祉プラン（素案）	修正根拠（抜粋）
<p>【文言更新】</p> <p>サービス区分及び整備数</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 2 事業所</li> <li>・ 看護小規模多機能型居宅介護 3 事業所</li> <li>・ 小規模多機能型居宅介護 2 事業所</li> <li>・ 認知症対応型共同生活介護 2 事業所（36 床）</li> <li>・ 認知症対応型通所介護 1 事業所</li> <li>・ 特定施設入居者生活介護 90 床程度</li> </ul> <p>※介護保険施設（地域密着型介護老人福祉施設含む）は、本市が人口当たりの整備率が高いこと（H30.10.1 日現在の人口 10 万人当たりの床整備状況について、中核市平均 744 床に対し本市 1,116 床）及び給付増などのバランスを考慮し、第 8 期において基本的に床数を増やさないとします。</p>	<p>＜市の取組みとの整合＞</p> <p>第 8 期整備予定の内容に即した記載に修正</p>



※介護医療院については、介護療養型医療施設が令和5年度末までに廃止され、他の形態へ転換が必要とされていることから、介護療養型医療施設などからの転換が見込まれる。そのため、療養病床、認知症対応及び感染症対応等の状況を踏まえながら、適切に許可を行うものとします。	
---	--

※「基本施策3：介護保険事業のサービス利用量の見込み」及び「基本施策4：「介護保険の事業費等の見込み」」については、令和3年1月中旬頃に公表される予定の介護報酬改定案を受けて作成するため、今回の素案については記載していない。